

## 市内路線バスにおける乗務員のアルコール検知事案の発生について

このたび、本市が日本中央バス株式会社に委託している路線バスにおいて、当該事業者の乗務員が乗務前点呼を受けずに運行し、その後アルコールが検知される事案が発生したとの報告を受けました。

本件事案に関しては、現時点における交通事故の発生や利用者への被害は確認されていないこと及び関東運輸局群馬運輸支局の一般監査が6月9日に実施されたことについて、当該事業者からの報告を受けています。今後は、同支局による運行管理体制などの法令遵守状況の確認が進められる予定です。

本市としては、公共交通の安全に対する信頼を損なう極めて重大な問題であると認識しており、同支局による監査結果を踏まえつつ、事業者に対する原因の究明及び再発防止策の徹底について厳正に指導してまいります。

なお、日本中央バス株式会社における当該事案の公表ホームページは以下のとおりです。

URL : <https://ncb.jp/20260610.pdf>

### 本件に関するお問い合わせ先

#### 交通政策課 総合交通係

電 話

内線 / 2939

外線 / 027-898-6302